

令和 8 年度

放課後児童支援員認定資格研修会

開 催 要 項

鳥 取 県

令和 8 年度 鳥取県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1. 目 的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）第 10 条第 3 項の規定に基づき、同項各号に該当する者が放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

2. 主 催 鳥取県（委託先：特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会）

3. カリキュラム内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4. 5 時間】
1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1－② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1－③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. こどもを理解するための基礎知識 【6 時間】
2－④ こどもの発達理解
2－⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達
2－⑥ 障害のあるこどもの理解
2－⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解
3. 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援 【4. 5 時間】
3－⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
3－⑨ こどもの遊びの理解と支援
3－⑩ 障害のあるこどもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3 時間】
4－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4－⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3 時間】
5－⑬ こどもの生活面における対応
5－⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3 時間】
6－⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6－⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4. 実施日程・会場

<オンライン>定員100名程度（※100 接続まで）

ZOOM を使用した、個人接続でのオンライン形式となります。 オンラインの性質上、音声が届き切れず、画面が静止したりすることが多少ありますことをご理解ください。

	10/1（木）	10/20（火）	10/27（火）	11/11（水）
09:15～09:30	初回ガイダンス			
09:30～11:00	1－①	1－③	2－⑤	2－⑥
11:10～12:40	1－②	2－④	2－⑦	3－⑩
講 師	中田 周作 （中国学園大学）	住野 好久 （中国学園大学）	石本 雄真 （鳥取大学）	石本 雄真 （鳥取大学）

	11/18（水）	12/2（水）	12/8（火）	12/16（水）
09:30～11:00	3－⑧	5－⑬	4－⑪	6－⑮
11:10～12:40	3－⑨	5－⑭	4－⑫	6－⑯
12:40～12:45				終了ガイダンス
講 師	若井 暁 （放課後児童支援員）	若井 暁 （放課後児童支援員）	前田 真琴 （放課後児童支援員）	臼井 純子 （日本放課後児童指導員協会）

<倉吉会場>定員100名

会場：関金総合文化センター2階大会議室（〒682-0402 倉吉市関金町大鳥居 193-1）無料駐車場有

	10/12（月祝）	11/8（日）	11/29（日）	12/6（日）
09:15～09:30	初回ガイダンス			
09:30～11:00	1－①	2－⑤	3－⑧	4－⑪
11:10～12:40	1－②	2－⑦	3－⑨	4－⑫
13:30～15:00	1－③	2－⑥	5－⑬	6－⑮
15:10～16:40	2－④	3－⑩	5－⑭	6－⑯
16:40～16:45				終了ガイダンス
講 師	中田 周作 （中国学園大学）	石本 雄真 （鳥取大学）	若井 暁 （放課後児童支援員）	⑪⑫前田 真琴 （放課後児童支援員） ⑮⑯藤原 由加 （放課後児童支援員）

5. 応募できる方 以下の（１）（２）のいずれにも該当する方です。

（１） 基準第１０条第３項各号のいずれかに該当する者

【基準第１０条第３項抜粋】

- 1号 保育士の資格を有する者
- 2号 社会福祉士の資格を有する者
- 3号 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 4号 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- 5号 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 6号 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- 7号 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 8号 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 9号 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

（２） 県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する職員[※]または従事する意思がある者（※令和8年4月1日までに従事することが決定している者を含む）

（注）「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります。

6. 研修科目の一部免除

こども家庭庁「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」3.（6）「科目の一部免除」ア～ウに該当する方（保育士、社会福祉士、教諭の各有資格者）は、希望により各号に定める科目を免除します。なお、科目の一部免除を受けようとする場合は、当該資格を有することを証する書類を必ず提出してください。

- ア 保育士「2-④」「2-⑤」「2-⑥」「2-⑦」計4科目免除対象
- イ 社会福祉士「2-⑥」「2-⑦」計2科目免除対象
- ウ 教員「2-④」「2-⑤」計2科目免除対象

7. 受講申込方法

クラブに勤めている方は、クラブを通し、必要な書類等を市町村へご提出ください。なお、クラブに勤めていない場合はお住まいの市町村へ直接提出してください。

※県及び日本放課後児童指導員協会には受講申込書類を直接送らないでください。

(1) 受講申込締切日 令和8年9月9日(水) 必着

(2) 受講申込に必要な書類等

①	受 講 申 込 書 (様式1)	所定の受講申込書に必要事項を記入してください(コピー使用可) 縦3cm×横2.4cm無帽正面で申込3ヶ月以内に撮影した写真(裏面に氏名を記入)を貼ってください
※ ②	基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類の写し	各種資格証、修了証書の写し、実務経験証明書(様式2)、基準第10条第3項第9号・第10号に該当することを市町村長が認定した証明書(様式3)等
③	放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証(写し)	該当者のみ ③を提出の場合、②の提出は不要です。

※②基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について

受講資格	該当者	証明する書類	注意点
1号	保育士の資格を有する者	次のア～いずれか1点の写し ア 保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証 イ 保育士(保母)資格証明書 ウ 指定保育士養成施設校卒業証明書 エ 保育士養成課程修了証明書 オ 保育士試験合格通知書	・姓が変わっている場合は戸籍抄本(写し)が必要
2号	社会福祉士資格を有する者	次のア～いずれか1点の写し ア 公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証 イ 社会福祉士試験合格通知書	・姓が変わっている場合は戸籍抄本(写し)が必要

3号	高卒等のものであって、2年以上児童福祉事業に従事した者	下記(1)(2)の両方 (1) 次のア～イいずれか1点の写し ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類 ・卒業証書、卒業証明書 等 イ 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類 ウ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類 (2) 実務経験証明書(様式2) (児童福祉事業の例:放課後児童健全育成事業, 保育園, 認定こども園, 放課後等デイサービス, 児童養護施設など)	・姓が変わっている場合は戸籍抄本(写し)が必要 ・年度末までに要件を満たす場合も含む。その場合は必ず満たす日と時間数を記入すること ・高校生の頃のアルバイト期間を含めることはできない。
4号	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者	次のア～イいずれか1点の写し ア 教員免許状 イ 教育職員免許状授与証明書	・姓が変わっている場合は戸籍抄本(写し)が必要
5号	大学にて社会学, 心理学, 教育学, 社会学, 芸術学, 体育学の課程を修めて卒業した者	次のア～イいずれか1点の写し (左記学科を修めて卒業したことを証する書類) ア 卒業証書 イ 卒業証明書 ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	・姓が変わっている場合は戸籍抄本(写し)が必要 ・基礎教養での数単位取得などは未該当 ・短大も含む
6号	大学にて社会学, 心理学, 教育学, 社会学, 芸術学, 体育学の課程を修め大学院への入学が認められた者	学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められたことを証する書類(大学院入学許可書等)の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	・姓が変わっている場合は戸籍抄本(写し)が必要
7号	大学院(社会学, 心理学, 教育学, 社会学, 芸術学, 体育学)の課程を修了した者	次のア～イいずれか1点の写し (左記研究科を修めて卒業したことを証する書類) ア 学位証 イ 修了証書 ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	・姓が変わっている場合は戸籍抄本(写し)が必要

8号	外国の大学にて社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程を修めて卒業した者	次のア～イいずれか1点の写し (左記学科を修めて卒業したことを証する書類) ア 卒業証書 イ 卒業証明書 ※日本語以外の書類の場合は、日本語訳を提出してください。 ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	・姓が変わっている場合は戸籍抄本(写し)が必要
9号	高等学校卒業者等であり、2年以上かつ2,000時間以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	基準第10条第3項第9号に該当する者であることを市町村長が証明した書類 ※市町村に下記(1)(2)の書類を提出のうえ、証明書の発行を依頼してください。 (1) 次のア～イいずれか1点の写し ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類 ・卒業証書、卒業証明書 等 イ 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類 ウ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類 (2) 勤務証明書(様式3) 2年以上かつ2,000時間以上放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事したことを証明できるもの	・姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要 ・類似する事業 例: 交付金を受けていない民間の児童クラブ、放課後子ども教室、プレーパークなど(継続的にこどもの遊びや活動に関わる内容に限る。塾や学習のみの支援、単なる見守りなどは含まない) ・高校生のアルバイト期間を含める場合は3号ではなく9号
10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	基準第10条第3項第10号に該当する者であることを市町村長が証明した書類 ※市町村に下記(1)の書類を提出のうえ、証明書の発行を依頼してください。 (1) 勤務証明書(様式3)	・中卒の方を指す。高卒以上の方は3号に該当
☆	前年度一部科目修了者	前年度一部科目修了証(写し)	

※第1号、第2号、第4号～第8号のいずれかに該当する「見込み」の場合は、卒業見込証明書及び資格取得見込証明書を提出してください。(大学等の最終学年の方を想定しています)

※姓が変わったことを証明する書類(戸籍抄本の写し)は証明者において確認済みである場合はその旨を添付書類に明記していただければ、添付を省略できます。

※第3号、第9号の方で、日本国外の高等学校を卒業している場合は、卒業証明書類の提出の際に日本

語訳も併せて提出してください。なお、第3号、第9号でいう高校卒業程度とは、「学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者」を基準としますので、証明書類に「high school」と記載されていても、当該国の教育制度によってはその基準に当てはまらない場合があることをご留意ください。

8. 受講申込受理通知書の送付

受講申込が受理された方には、以下の書類を開講日1週間前頃までに本人宛に発送します。到着しない場合は、日本放課後児童指導員協会にお問い合わせください。

＜受講申込が受理された方へ送付する書類＞

*** 受講決定通知書 * 日程表 * 会場案内**

*** オンラインは、接続案内、テキスト、研修資料、振込案内等研修に必要な書類一式**

9. 必要経費

テキスト代 2,300円

(会場：1日目に現金と引き換え。オンライン：テキスト到着後に代金を振り込む。)

なお、受講料は無料です。 ※一部科目修了者の方は、昨年度のテキストを使用してください。

10. その他

(1) 研修受講申込にあたっての留意事項について

会場の場合は、座席を指定します。視力・聴力・体調等の兼ね合いで座席位置等に配慮が必要な方や、その他研修の受講にあたって事前に申し送りしておくべき事情等がある方は、必ず申込書内の特記事項欄にご記入ください。内容を確認の上、可能な範囲で対応いたします。なお、研修当日に会場で申し出いただいても内容によっては対応できかねますので、ご了承ください。

(2) オンライン受講に関する案内について、申込書に記入されたメールアドレスへ連絡をいたします。

誤送信等を防ぐため、メールアドレスの記入にあたって、アルファベットと数字等見間違いやすいものは、注釈や表現をはっきりさせてください。また、記入するメールアドレスはパソコンもしくはタブレットで受信できるものにしてください。(※携帯電話のメールアドレス[=「@docomo.ne.jp」, 「@ezweb.ne.jp」, 「@i.softbank.jp」等]は不可とします。)

あわせて、info@ja-acc.jp の受信設定をお願いします。(セキュリティが高いと迷惑メール扱いとなります)

(3) 受講決定後に辞退を希望する場合について

受講申込受理通知書が届き、受講が決定した後で受講の辞退を希望する場合は、日本放課後児童指導員協会まで必ず連絡してください。

(4) 申込書類等の記載内容について

申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。

(5) 個人情報の利用目的について

申込書類に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供、新型コロナウイルス感染症対策のために使用します。

(6) 警報級の暴風・暴風雪・大雪などが予想される場合は、前日夕方5時に実施の有無を判断いたします。尚、中止・延期が決定した際は、実施先となる日本放課後児童指導員協会のホームページに案内を掲載しますので、各自ご確認ください。

(予定通り実施する場合は、案内の掲載はありません。)

※ホームページ URL <http://www.ja-acc.jp> ←「日本放課後」で検索ください。

(7) 必要に応じて、研修実施先（日本放課後児童指導員協会 TEL086-224-4101）より電話で連絡を差し上げる場合がございますので、電話に出るようにしてください。都合により出られなかった場合は必ず折り返しの連絡をお願いします。

(8) この研修では、研修内容の理解確認のため、レポートの提出が課されます（※研修最終日から2週間以内に提出。具体的な提出期限は研修最終日に案内）。レポートは合否を判定するものではありませんが、未提出の場合は修了とはなりません。

(9) 研修実施にあたり、主催者または研修実施機関の指示に従わない場合や、他の受講者の方に迷惑をかける等、不適切な行為があった場合には、受講の継続を認めない場合があります。

11. 修了後について

24時間の全課程を修了した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を本人宛にお送りします。なお、病気等のやむを得ない理由による欠席で全課程修了していない方には、一部科目修了証をお送りします（1年間有効。全課程を修了次第、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します）。

＜オンライン形式での留意事項＞

①ZOOM について

オンライン配信アプリです。ZOOM を初めて利用される方は簡単なセットアップが必要となります。受講決定後、事前にお送りする受講用 URL をクリックいただくと、自動でプラグイン（サインイン）の画面が開きますので、講習開始までにセットアップをお願いします。（通常1分程度で完了します）

※有線 LAN ケーブルを使用したインターネット環境、もしくは Wi-Fi 環境などの高速通信が可能な場所でご受講ください。

※リアルタイム配信のみとなっており、録画受講はできませんのでご了承ください。

※視聴にかかるインターネット通信料はご負担ください。

※スマートフォンでの受講はトラブルが多く、長時間の研修受講には不向きであるため、お勧めできません。

※ネットワークトラブルなどで受講できなかった場合、受講できなかった科目は未修了となります。

※ZOOM の背景はバーチャル映像・フィルタの使用やぼかしは本人確認が難しくなるため禁止です。

②必要機器等

パソコンまたはタブレット（カメラ、マイク機能のあるもの）・インターネット環境

※受講中は出席確認のため、カメラをオンのまま受講いただくことが必須となります。

③過去に起こったトラブル一覧です。ご自身で対応できるスキルがある方の受講をお勧めします。

トラブル		受講者に必要なスキル
メール	- 届かない ・ 誤って削除 - 迷惑メールとなる	- 事前にアドレスの受信設定をする - すぐ確認できるように保存しておく
出席確認	- 本人がカメラに写っていない - ブラックアウトしている - 画面の名前が本人ではない	- 自分が画面に写っているかを確認する (ZOOM) - 画面の名前を自身の名前に変更する (ZOOM)
画面の見え方	共有画面が見えない	画面表示の操作方法 (ZOOM)
音声	音が聞こえない、小さい	- パソコンの音量操作方法 - スピーカーまたはイヤホン接続が必要かの判断
グループワーク	話し合いに参加できない	- 操作説明 (ZOOM: マイクミュート解除) - マイク機能がついている機器かどうかの把握 - アプリの設定でマイクがオフになっていないか確認する
ネットワーク	- ブラックアウト - オーディオに繋がらない - 画面の静止	- 状態を確認する (LAN で繋ぐ, Wi-Fi に近づく, 他の電磁波機器を利用しない等) - カメラ機能の確認 - 機器のスペックの把握 (連続使用に耐えうるのか)

④接続テスト日について

○令和8年9月28日（月）10時30分～15時の間いつでも可能

※問題がなければ、数分で終わりますので、必ずテストを行ってください。

※接続や操作に関する質問などもこの時にお受けします。研修当日は出席確認に時間を要するため、個別対応に係る時間が十分にありませんので、ご協力をお願いします。

⑤オンライン研修に関するよくある質問

Q. テキスト代をクラブ等でまとめて支払うことは可能ですか？

可能です。お送りする払込取扱票に対象となる方全員の氏名をご記入の上、お支払いください。

Q. オンラインにて同じクラブの方と数名で受講する際、気を付けるべき点がありますか？

カメラに受講者全員が常時写る環境を整えていただく必要があります。また、研修スライド等の視聴にあたって、2名程度なら通常のパソコン1台で可能と思われますが、3名以上で受講する場合は画面をテレビやプロジェクターと繋いで拡大していただくなどの対応を各自で行っていただく必要があります。

また、複数で受講される場合、私語をしている様子が見受けられますので、会場で受講する際と同じように私語は謹んでください。

よくあるご質問

Q. 都合で受講できない日は、振替受講ができますか？

振替受講は可能です。「振替希望届出書」（様式4）を振替で受講する日の3日前（オンラインへ振替希望の場合は7日前）までに日本放課後児童指導員協会事務局に提出してください。（FAX・Eメール・受付）電話や口頭では受け付けておりません。

Q. 遅刻したらどうなりますか？

講義開始後10分以上の遅刻・早退は、欠席扱いとなります。欠席となった科目のみ、他開催で振替受講していただくか、来年度ご受講ください。

Q. 資格証が見当たらないのですが、免除希望しなければ提出しなくてもいいですか？

3号（2年以上、2,000時間実務経験のある方）に該当し、免除科目を希望しない場合は、資格証（保育士等）の添付はなくても構いません。3号に必要な実務経験証明書のみ提出ください。

Q. 高校の卒業証明書が見当たらず、遠方なのですが、他に代わる書類はありますか？

3号の場合は、実務経験証明書のなかに、「高等学校を卒業したものであることは、雇用時に確認済みである」等の一文を入れ、証明していただける場合は、添付を省略できます。

Q. 免除の科目も受講できますか？

受講可能です。現在の視点で学びなおしていただくためにも、ご受講をおすすめします。

●初日に必要な持ち物・会場の詳細案内は、受理通知書と一緒に郵送いたします。

●受講中の留意事項（欠席の場合・レポート）の詳細は、初回ガイダンスでお伝えいたします。

＜問い合わせ先＞ ※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。

（資格制度その他に関すること）

鳥取県子ども家庭部 子育て王国課（担当：角）

TEL (0857)26-7570 FAX (0857)26-7863

（研修に関すること）

（特非）日本放課後児童指導員協会（開局時間：月～金 10時～18時）

〒700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町4番5号 岡山繊維会館4階

TEL (086) 224-4101 FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

★事務局の長期休業を予定しています。その間は電話が繋がりませんので、用件をメールで送っていただけると折を見てお返事いたします。ご了承ください。

○夏季休業期間：令和8年8月1日(土)～8月11日(火祝)

令和 8 年度 鳥取県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書

記入年月日：令和 年 月 日

※受講者カード欄には氏名のみ記入してください

ふりがな				受講者カード 受講者番号： 氏 名： 令和 8 年度 鳥取県放課後児童支援員認定資格研修	顔写真 貼付欄 (縦 3cm×横 2.4cm)
申込者氏名					
生年月日	昭・平	年	月 日生		
日中連絡がつく電話番号					
連絡がつくメールアドレス (オンライン受講の方必須)	※アルファベットと数字等見間違えやすいものは、注釈や表現をはっきりさせて下さい。 ※info@ja-acc.jp の受信設定をお願いします。携帯メールアドレスは不可				
自宅住所	〒				
基準 第 10 条第 3 項第 1～10 号で該当するもの 1 つに✓	☐ 1 号 保育士の資格を有する者（資格証）（注 1） ☐ 2 号 社会福祉士の資格を有する者（資格証）（注 2） ☐ 3 号 高卒以上かつ 2 年以上児童福祉事業に従事した者（注 3） （雇用時に高卒等を確認済の実務経験証明書） ☐ 4 号 教育職員免許法に規定する免許状を有する者（資格証）（注 4） ☐ 5 号 大学において指定の課程を修了した者（卒業証明書） ☐ 6 号 大学で指定の課程を修了し大学院に進学した者（成績証明書） ☐ 7 号 大学院において指定の課程を修了した者（卒業証明書） ☐ 8 号 外国の大学で指定の課程を修了した者（卒業証明書） ☐ 9 号 高卒かつ 2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者（市町村長に対する認定願） ☐ 10 号 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者（市町村長に対する認定願）				
	(注 1) 保育士「2-④」「2-⑤」「2-⑥」「2-⑦」計 4 科目免除対象				
	(注 2) 社会福祉士「2-⑥」「2-⑦」計 2 科目免除対象				
	(注 3) 現職の方は 9 号ではなく、基本的に 3 号となります。				
(注 4) 教員「2-④」「2-⑤」計 2 科目免除対象					
前年度一部科目修了者の方は✓		☐ 前年度一部科目修了者			
勤務先クラブ名					
勤務先住所	〒				
勤務先電話番号	☐	—	勤務先 FAX 番号	☐	—
受講希望会場 ※一箇所✓	☐ オンライン ☐ 倉吉会場				
特記事項欄 (必要な方のみ)	※研修受講にあたっての申し送り事項、もしくはオンラインで一緒に受講する方の氏名を記載				

※本申込書に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することを使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供、新型コロナウイルス感染症対策のために使用します。

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

証明者の住所

()

証明者の団体名(施設名)・役職

()

証明者氏名

(印)

実 務 経 験 証 明 書

()氏は、本団体(施設)において、次のとおり勤務していたことを証明します。尚、高等学校を卒業したものであることは、雇用時に確認済みである。

注)上記下線部は状況によって削除してください。

勤務施設名	期 間	職 名	事業名(内容)
	年 月 日 ~ 年 月 日 (総勤務時間 時間)		
	年 月 日 ~ 年 月 日 (総勤務時間 時間)		

※3号該当者については、所属長を証明者としてください。

※必ず総勤務時間数を記入してください。

今年度末までに要件(2年以上かつ2,000時間以上)を満たす場合

勤務施設名	期 間	職 名	事業名(内容)
	年 月 日 ~ 年 月 日 (総勤務時間 時間)		

※見込みの方は、要件を満たす日や時間数を必ず記入してください。

勤 務 証 明 書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名 _____

生年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

2. 事業の種類(ア・イのうち該当するものを○で囲み、事業の種類を具体的に記入してください。)

ア 9号 放課後児童クラブに類似する事業(注1)

イ 10号 放課後児童健全育成事業

3. 実施主体 _____

4. 運営主体 _____

5. 実施場所

○所在地 _____

○電話番号 _____

6. 運営開始年月 昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 月

7. 勤務先の名称、勤務期間等

名 称	勤 務 期 間		総勤務時間数
	自	昭・平・令 _____ 年 _____ 月 ~	
	至	昭・平・令 _____ 年 _____ 月 まで	
	計	_____ 年 _____ 月	

上記の者は、2に掲げる事業に従事していたことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明者名 _____ 印

証明書作成者名	
連 絡 先	

※記載内容の確認のため、連絡することがあります。

(市町村記入欄)

上記の者は、基準第10条第3項に該当する者として、適当であることを認めます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

市町村長名 _____ 印

注1)「放課後児童クラブに類似する事業」とは、例えば放課後子供教室、地方公共団体や民間団体が実施するもの等、児童福祉法第34条の8第2項の放課後児童健全育成事業の届出を行わずに実施している類似事業を指します。

※9号該当者、10号該当者については、市町村長の証明が必要です。

振替希望届出書

受講会場			
受講者番号			
ふりがな			
申込者 氏名			
自宅 住所	〒 —		
連絡のつく 電話番号	() —	※FAX 番号	() —
振替希望会場			
振替希望日	⇒		

※受講者番号は初日に受付にて通知いたしますので、それより前に提出される場合は未記入で構いません。

送り先：日本放課後児童指導員協会

FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

※受付済のリファックスをしますので、必ず FAX 番号をご記入ください。

※メールの場合は上記内容をメール本文に直接記載して送信してもらっても構いません。

※提出から 3 日以上経過しても返信がない場合は、日本放課後児童指導員協会までお電話ください。